

議事（２） 山口市幼児教育・保育サービス検討懇話会について(報告書)

議事（１）「山口市幼児教育・保育サービス検討懇話会の概要」について、組織の位置付け（「山口市子ども・子育て会議」における幼児教育・保育サービスに特化した専門部会として設置したもので、検討した結果を子ども・子育て会議に報告）、目的（子どもの人口動向を見据えた、区域・公立私立ごとの保育サービス形態の検討）のほか、構成委員、任期等について説明しました。特に御意見はありませんでした。

議事（２）「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」についての説明、御意見・回答は以下のとおりです。

【事務局説明】

『乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要』について

- ・「目的」としては、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備すること。保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で、子育て支援を強化する。
- ・「制度の対象者」としては、０歳６か月から満３歳未満で保育施設に通園していないこども。
- ・「利用時間及び方法」としては、こども１人当たり月１０時間上限の範囲内において柔軟な利用が可能。
- ・「事業区分」については、一般型と余裕活用型がある。一般型とは、保育所等の在園児の定員とは別にこども誰でも通園制度の定員を別途設け、専任保育士を配置して、専用室または保育所等の在園児と合同で保育するもの。余裕活用型とは、保育所の在園児数が定員に達していない場合に、その定員の範囲内で在園児と合同で保育するもの。
- ・「法律等の位置付け」としては、本事業（制度）は、子ども・子育て支援法において、令和８年４月１日に乳児等のための支援給付に位置付けられ、全国全ての自治体で実施。

『本市の取組方針』について

- ・「本市の役割」としては、本事業（制度）の設備及び運営に関する基準条例の制定等により、安心安全で円滑な体制づくりの構築、要支援家庭の早期把握とこども家庭センター等と連携した支援の展開が図れる。
- ・「実施体制」としては、私立保育施設での実施を基本とし、地域の実情等によっては公立保育施設を追加して実施する方向で検討する。
- ・令和７年５月に実施した私立保育施設を対象とした実施意向調査の結果では、保育所１１施設、認定こども園６施設、地域型保育事業所６施設、計２３施設の事業者が実施の意向を示された。そのうち、一般型が９施設、余裕活用型が１４施設。
- ・「必要定員数」については、山口市こども計画では令和８年度は７７人と設定しているが、私立保育施設への実施意向調査結果では現時点の受入れ可能枠は５８人。

- ・「市民・事業者への事業周知」については、市民の皆様に対しては市報や市の公式ウェブサイト、チラシ配布などによって周知を図る。事業者の皆様に対しては8月以降、事業説明会や意見交換会を開催して、様々な調整を行いながら、令和8年4月の実施に向けて準備を進める。

『条例の制定』について

- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、市町村による認可事業として位置づけられていることから、その設備及び運営に関する基準については市町村が条例で定める。
- ・本市は令和8年4月から事業実施をすることから、「山口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を年内に新たに制定する予定。
- ・条例制定の考え方としては、既に国から示されている「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」と同一の内容で条例を制定する予定。
- ・条例の構成としては、第1章の総則では運営に関する部分の基準を、第2章の乳児等通園支援事業では余裕活用型と一般型の2種類の事業形態についての基準等を制定する予定。
- ・余裕活用型については、既に認定を受けている保育施設において行うもので、設備の基準としてはこの条例で定めることはなく、既存の施設として認可を受けられている基準を満たしていればよい。人員配置基準についても同じ。
- ・一般型については、在園児合同型と専用室独立型の2種類が想定されている。こちらも在園児合同型については、在園児の保育に当たる職員等がこども誰でも通園制度の保育についても支援できる状態であれば、人員配置については緩和できる。一般型の専用室独立については、別の部屋で行うもので人員配置等の緩和は現時点では考えられていない。また、設備の基準については、保育の基準と同じように0歳から1歳児の乳児室や保育室などに面積要件があり、0～1歳児で乳児室については1.65㎡/人、ほふく室については3.3㎡/人となっている。2歳児以上の保育室又は遊戯室については1.98㎡/人となっている。職員配置についても、保育と同じ要件で0歳児は3人につき保育士を1人、1・2歳児は6人について1人とされている。また、どのような状況でも保育従事者の数は2人を下回することはできないということも同じ。

【御意見・回答】

- Q1：令和7年5月に私立保育施設への実施意向調査を実施された結果について説明があったが、今からでも実施意向の希望をしてもよいのか。
- A1：私立保育施設への実施意向調査は最終調査として実施したものだが、希望や変更があれば、個別にお聞きする。
- Q2：余裕活用型とは定員に達してない場合にその残りの人数を受け入れることができると説明されたが、一般型とどう違うのか。定員を超えてもよいということか。

- A 2 : 一般型では、保育の利用定員とは別に、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の定員設定が必要になる。一般型の在園児合同に係る利用定員の設定については、在園児と合同なので保育士が同じ部屋で見ることができるが、通常保育の利用定員に本事業（制度）の定員を加えた合計に対しての面積要件を満たす必要がある。従って、部屋は同じだが、各々の利用定員は別々との考え方になる。
- Q 3 : この事業に従事する職員については、その専従職員でなければいけないのか。一般型では別の職員を配置しないといけないのか。日頃は保育所や幼稚園に通常保育として従事している職員が一般型の部屋を行き来してもよいのか。
- A 3 : 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に従事する職員は専従でなくてもよいが、例えば、一時預かりを実施している施設が本事業（制度）を実施する場合、1人の保育士が同時に一時預かりと本事業（制度）のこどもを見ることはできない。専任要件があるので、例えば、1人の保育士が、昨日は一時預かりのこどもを見たが、今日は一時預かりのこどもがいないから、本事業（制度）のこどもを見ることは問題ない。ただし、各々に経費が投入されているので、経費が重ならないように管理する必要がある。
- Q 4 : こども計画では必要定員数77人だが、現時点での確保定員は58人となっている。不足部分についての方向性をこれから話し合っていくのか。また、私立保育施設への実施意向調査結果では地域に偏りがあるので、この地域には定員が少ないからこの地域に実施施設が欲しいなど、これから各施設と調整されるのか。
- A 4 : 不足部分の対応については、今後、保育事業者の皆様に対する事業説明会等を実施していく中で定員拡大を図っていききたい。新たに参入意向の保育施設があるかもしれないので、その経過も見ながら、最終的には公立も含めた形の中で検討していきたい。まずは、市の考え方を保育事業者へ提示させていただき、御意見を頂戴したい。また、当該調査結果では地域に偏りがあるが、その辺りは民間の保育施設がない地域では公立の保育園で対応するなど、地域バランスについては可能なかぎり対応できるよう検討していく。
- Q 5 : 保育現場では人手不足で苦勞されている中、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施により、本来の保育に負担が掛かりストレスを感じる職員も出てくるだろう。保育士の離職防止のため、保育士の配置基準もあわせて検討していかないといけない。
- A 5 : 保育人材の確保については、本市としても喫緊の課題として捉えており、やまぐち子育て福祉総合センターにおいて、潜在保育士や新規・新卒の保育士資格の応援講座開催などの取組を通じて、人材育成や人材掘り起こしを行っている。また、人材確保に向けた情報発信について、引き続き様々な媒体を活用しながら努め、更なる充実を図っていく。また、保育士の配置基準については、国において保育士の負担軽減についての様々な検討をされているので、国の動向などの情報収集に努めていきたい。
- Q 6 : 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の目的自体はよいと思うが、新規利用の子どもさんを受け入れることによって色々な問題が出てくると思う。本事業（制度）の運用開始にあたって想定されるリスクやマイナス面はあるのか。

A 6：本事業（制度）の利用開始にあたっての課題や問題点については、こどもによって在園時間や利用頻度の違い、個々のこどもの状況や状態も様々なので、事前に面談等も十分行った上で、受入れを対応していただく。日によって利用されるこどもが異なるなどを踏まえて、現場の実情に応じた職員体制などのマネジメントや、リスク管理、職員間の情報共有などが重要となる。また、通常の保育と比較して少ない時間での関わりとなるので、こどもや家庭の特性を可能な限り把握する職員の資質や能力といったものが求められる。このほか、保育所などに通っているこどもの保育に支障がないよう対応すること、災害や事故などの有事に対するこどもの安全保障・安全確保なども課題であるとする。国から実施に当たっての手引き等が示されているので、それらを参考にしながら、令和8年度からの開始に向けて、事業者への説明会や意見交換を重ねながら、熟度を高めていきたい。

Q 7：乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の事業区分については、余裕活用型と、一般型が在園児合同と専用室独立型に別れている。特に、余裕活用型と一般型の在園児合同の違いがよくわからない。利用者として、本事業（制度）を聞いたとき、一時預かりとどう違うのかわからない。また、余裕活用型、一般型在園児合同、一般型専用室独立とか、何か固い言葉が続いている。利用者がぱっとみて違いがわかるような資料があったら嬉しい。

A 7：今後、市の公式ウェブサイト等に、本事業（制度）の実施施設一覧を載せていきたい。また、一般型、余裕活用型の別など、わかりやすく工夫して市民の皆様へお知らせしていきたい。

議事（3）「山口市の幼稚園、保育園等の状況」について、令和7年度当初の実績を反映した、施設数、定員数・園児数、待機児童数、本市の未就学児の人口、教育・保育施設、地域型保育事業の見込み量と確保の内容について説明しました。

特に御意見はありませんでした。

議事（4）「その他」についての御意見・回答は以下のとおりです。

【御意見・回答】

Q 1：2号・3号認定の子どもに係る各園の定員の空き枠状況が公表されていない。これは、きちんと市のウェブサイトで公表すべき。

A 1：空き枠状況の公表については、今後検討する。

Q 2：当園は、保育園部への入園希望が多いことから市へ定員変更の希望を出したものの、山口市こども計画において、令和7年度以降は定員拡大を原則行わない計画などの理由で断られた。山口市こども計画を確認したが、検討しないとは書かれていない。当園を希望される方が入園できない現状がある。各園それぞれ喫緊の問題を抱えているので、その辺りを考慮して検討してもらいたい。

A 2：山口市こども計画は令和7年4月にスタートしたところ。こども人口の推移や動向等を見据え、まずは公立園のあり方を再整理するほか、幼稚園・保育園等の定員や配置バランス等を踏まえ、計画期間の中間年度である令和9年度を目途に見直し検討を行いたい。